

令和5年3月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和5年3月28日（火）

開会 午後1時30分

閉会 午後3時45分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員 11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主事

7 議題等

第4号議案 農用地利用計画の変更について

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第7号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項4 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項5 特定農地貸付けの承認取消しについて

8 会議の要旨

<p>会 長</p>	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。                  それでは、ただいまの出席委員は、11名です。                  定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。                  これより議事に入ります。                  総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、加藤清徳委員をお願いをいたします。                  本日の付議事件は、第4号議案「農用地利用計画の変更について」が3件、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が3件、</p>

	<p>第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件、でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第4号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第4号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p><b>【変更内容個別検討調書説明】</b></p> <p>番号1の説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>3月16日、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、県道上半田川名古屋線東印場交差点から北上した5本目の角から東へ50メートルほどに位置しており、周辺は住宅が立ち並んでいます。内容としては、申出人は夫と子の4人で借家暮らしをしていますが、子の成長に伴い手狭となること等から分家住宅を建築するもので、申出人の自己所有地はなく、祖母が所有する土地の一つである本件申出地を選定したものです。雨水及び生活雑排水は既設排水路に放流予定で、西側農地との境界はブロック積みとすることから、周辺農地への影響はないものと考えます。以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。番号1について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>番号2について、説明させていただきます。</p> <p><b>【番号2 調書を朗読】</b></p> <p>番号2の調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p><b>【変更内容個別検討調書説明】</b></p> <p>番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>3月21日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、中央通り西の野町五丁目交差点から北東方向へ約150メートルに位置している畑で西側は田に隣接しており、東側は宅地に隣接しています。</p> <p>申出内容は、申出人は現在賃貸住宅の3階に住んでいますが、高齢化に伴い何かと不便のため、自身の土地に自己用住宅を建築するものです。土地選定経緯としましては、ご本人名義でいくつか土地がありますが、本家敷地の一部となっており、住宅敷地の一部や駐車場であることから、建築可能敷地は本件申出地しかありません。土地利用計画としては、北側に平屋建てを建築し、汚水雑排水は浄化槽を経て、雨水と併せて北側既設排水路へ放流する計画であり、南側駐車場部分の雨水については最終柵に集水し、南側道路側溝へ放流する計画となっていることから、周辺農地への影響は少ないものと考えます。以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号3について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>番号3について、説明させていただきます。</p> <p><b>【番号3 調書を朗読】</b></p> <p>番号3の調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p><b>【変更内容個別検討調書説明】</b></p> <p>番号3の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>

会 長	それでは、番号3を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原八壽雄 委 員	<p>3月21日、水野洋子委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>この件につきましては、調査員で協議した事項に関して、3月19日付けで質問書を作成し、行政書士に対して次の事項について確認しました。1として、駐車場の患者用、職員用別の駐車台数は何台か。2として、新規駐車台数32台の根拠として、訪問介護ステーション用車両8台、その利用者及び診療所患者用として9台、コロナピーク時路上駐車分として15台の計32台が必要台数と理解してよいか。3として、既存の認可外保育施設と申出者との間で駐車場契約があったか。あれば何台であったか、自由に使っていた場合でも移転後は駐車スペースが空くと思うがいかがか。4として、コロナピーク時とコロナ終息後の駐車台数について、コロナ患者台数、通常患者台数、職員台数をどのように算定・予測しているか。周辺の聞き取りでは、最近では路上駐車は見受けられないとのことだが。5として、職員用の駐車場を別途確保する観点で事業を見直すことが可能ではないか。また、3月20日付けで追加で質問書を作成し、1として、駐車場の収容台数を上回らないよう予約制を導入するなどして運営していくつもりはないか。2として、候補地選定の過程で実際に地権者に確認を取ったかどうか。以上の点について、確認しておりましたが、向こうからの回答はありませんでした。しかし、事務局側にて別途確認をとっているため、この件については事務局から説明をお願いします。</p>
会 長	それでは、事務局から補足説明をお願いします。
事務局	<p>説明します。本確認事項に関して行政書士に確認したところ、申出人である事業者側に対しても本内容について共有しているとのことですが、本日の委員会開催日までに回答書を作成するのは難しいとのことでした。しかし、事務局からの聞き取りの結果、確認事項について補足した理由書の訂正版とその参考資料の提出がありましたので、説明させていただきます。</p> <p><b>【理由書及び追加提出資料の説明】</b></p> <p>以上が本申出に係る駐車場の必要台数の根拠でございます。</p>
会 長	それでは、調査委員より調査報告の結論をお願いします。
松原八壽雄 委 員	我々調査員としても、理由書の訂正版を見るのは初めてですので、すぐに結論を出すのは難しいです。一度調査委員の中で協議したいです。
会 長	それでは、調査委員の皆さんで話し合う時間を設けますので、ここで10分程休憩を挟もうと考えますが、いかがでしょうか。

委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>それでは、ただいまから10分間休憩をとります。14時50分より農業委員会を再開します。調査委員の皆さんは退出して調査結果を協議をしてください。</p> <p>【休憩】</p>
会 長	<p>それでは、農業委員会を再開します。</p> <p>第4号議案の番号3について、調査員より調査結果の報告をお願いします。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>当初の理由のみでは、必要台数の根拠に乏しく、疑義が残りましたが、追加でいただいた理由書では、必要根拠が論理的に説明されており、根拠資料も添付するなど非常に誠意のある対応をいただきましたので、これだけ詳細に説明されていれば、問題ないかと思えます。報告は以上です。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号3について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。番号3について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員により、番号3について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、既存建築物に係る申請であるため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第5号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>

飯沼勝則 委 員	<p>3月16日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、国道363号線晴丘交差点から西に三本目の信号交差点を南進し、1本目の交差点から西に約300メートルに位置しており、黒石公園と隣接しています。現地の状況は草木が生い茂っており、既に住宅敷地の一部として利用されています。申請内容は、申請人の祖父が建築した住宅とその敷地を父から相続した際に、敷地の一部が転用許可を受けずに農地のまま残っていたことが判明したものであり、これを是正するため追認許可を受けようとするものです。周辺は既に住宅や店舗が連たんしている区域であり、始末書の添付もされていることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第5号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第5号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第5号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>

飯沼勝則 委 員	<p>3月16日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、国道363号線晴丘交差点から西に三本目の信号交差点を左折し、市道南栄1号線を南下した幼稚園の斜め向かいに位置しています。申請地は、西側は農地、南側は宅地、北側は駐車場に隣接しています。申請内容は、申請人は夫婦で賃貸住宅暮らしをしています。今後家族を増えることを考えると手狭となることから、祖母の所有する本件土地に分家住宅を建築するものであります。排水については、内水は前面側溝、汚水雑排水は下水道に接続する計画であることから、周辺農地への影響はないものと考えます。融資の相談も確認でき、転用の確実性及び資力も問題ありません。以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p><b>【番号2 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>本案件は、令和4年9月農業委員会定例総会で第21号議案としてご審議いただいた内容です。</p> <p>3月21日、加藤清徳委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、県道上半田川名古屋線下井町西交差点から北へ約150メートルに位置しており、東中学校に隣接しています。</p> <p>申請内容は、申請人は現在賃貸暮らしで、子育てしていくには手狭となることから、祖父所有の本件土地に平屋建ての分家住宅を建築するものでございます。申請地北側道路には水道管が埋設されており、排水についても北側道路の既設排水路に放流予定で、周辺畑への影響はありま</p>

	<p>せん。以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号2について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号3について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>【番号3 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号3の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
若杉 満 委 員	<p>3月16日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請地は363号線晴丘グラウンド北交差点から北へ約150メートルに位置しており、周辺の状況としては国道沿いは店舗が立ち並んでおり、一本入ると住宅や工場が立ち並んでいます。現況は既に整地され、自動車整備工場の預かり車両用の駐車場として利用されています。今後も現状のまま利用するものであることから、特に周辺への影響はないものと考えます。いわゆる追認許可を受ける案件であるため、賃借人側から始末書の添付がされています。無断転用状態を是正する必要もあることから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。ただし、今後の課題として始末書を提出してもらう以上、印字ではなく自署をもらう必要性について事務局にも考えていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号3について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>無断転用について、所有者にも一定の責任があると考えますが、所有者からも始末書をもらうのが適当ではないですか。</p>
事務局	<p>農地法は農地を農地以外に利用する行為を規制しているので、県としては転用行為を行う者、譲受人や賃借人が始末書を提出すれば、必要十分としています。とはいえ、過去に無断転用行為を行った事</p>



	業者が変わった場合には、所有者側から始末書を提出させることもあります。
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号3について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号3については、許可相当とすることに決まりました。続いて、第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第7号議案について説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【第7号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第7号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、採決に移ります。第7号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第7号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項4「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、報告事項5「特定農地貸付けの承認取消しについて」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項4「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で222平方メートル、主な概要は、瀬戸川町地内で一般個人住宅1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、14件で4,179平方メートル、主な概要は、城前町地内ほかで一般個人住宅12件、露天駐

	<p>車場2件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p> <p>続いて、報告事項5「特定農地貸付けの承認取消しについて」説明させていただきます。この報告は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けた特定農地貸付けについて、尾張旭市長より事業廃止の届出があったことから、その承認を取り消すものでございます。ここでいう「特定農地貸付け」というのは、「西大道ふれあい農園」のことです。「西大道ふれあい農園」は、平成16年8月31日付け16指令尾旭農委第26号にて農業委員会の承認を受け、平成17年4月から開設し、現在に至っております。この度、農業委員会に対し特定農地貸付けの廃止の届出があったため、事務局としてこれを受理し、その特定農地貸付けに係る承認を取り消したことを報告いたします。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>西大道ふれあい農園の土地は今後どうなりますか。</p>
課長補佐	<p>現時点ではまだ決まっていません。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目は、「尾張旭市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」の一部改正についてです。「尾張旭市個人情報保護条例」が令和5年4月1日に廃止され、本市における個人情報の取扱いについて、同日以後は「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けることとなるため、所要の整備を図るものでございます。具体的には、本規程の別表中の尾張旭市個人情報保護条例に関する部分を削除するもので、形式的な変更となりますのでご承知おきください。</p> <p>2点目は、お手元にお配りしました「令和5年度最適化活動の目標の設定等」についてです。</p> <p>農水省の通知では、農業委員会は3月末までに次年度の目標を設定し、4月末までに公表することとされています。つきましては、別添のとおり令和5年度の最適化活動の目標を設定させていただきましたので、内容をご確認いただき、ご意見等があれば4月中旬頃までにご連絡いただければと思います。内容の詳細については、事務連絡にて説明い</p>

	<p>たします。</p> <p>また、今年度の農業委員の皆さん及び農業委員会全体の活動に対する点検・評価については、5月末までに実施することとなっていますので、改めてご案内させていただきます。お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は4月28日(金)午後1時30分から302・303会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>